



CHECK

エンジェル税制

- ベンチャー企業への投資を促進するため、ベンチャー企業への投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇措置を行う制度



CHECK

エンジェル税制

- 投資時点と売却時点で税制上の優遇措置を受けることができる



CHECK

投資時点

- 優遇措置A
- 優遇措置B
- プレシード・シード特例



CHECK

優遇装置 A

- 投資額から2000円を控除した金額を総所得金額から控除できる



CHECK

優遇措置 B、プレシード・シード特例

- 投資額全額を株式譲渡益から控除できる



CHECK

売却時

- 損失が出た場合は、その年の他の株式譲渡益と相殺できる
- 相殺しきれなかった場合、翌年以降3年にわたって株式譲渡益と相殺できる



CHECK

エンジェル税制

- 株式譲渡益を元手とした再投資に対する非課税措置
- 一定の新株予約権も対象に加える
- 信託を通じた投資の対象等の拡充